

夏本番 今こそ節電!

今年の夏も、電力の供給不足が心配されています。夏場の電力需要のピークは、14時から15時ごろ。この時間帯に、消費電力をいかに抑えるかがポイントになります。

一人ひとりが節電に取り組むことで、安定した電力供給につながります。暑い日が続きますが、工夫して節電や省エネに取り組みましょう。

《エアコンと冷蔵庫が鍵》

家庭の中で特に消費電力が多いのがエアコンと冷蔵庫。この2つで、消費電力全体の7割以上を占めます。この2つの家電を中心に、できることから工夫して、節電に取り組みましょう。なお、熱中症には十分注意してください。

▼エアコン節電のポイント
 ・設定温度は28℃を目安にしましょう。温度を2℃上げると、約10%の節電になります。
 ・使用するときに、直射日光が当たる窓はカーテン・ブラインド・すだれなどで遮光することで、温度の上昇を防ぎ、使用電力を抑えられます。
 ・無理のない範囲で、扇風機

▼冷蔵庫節電のポイント
 ・温度設定を強から中に、庫内は、物を詰め込みすぎず、不要な開閉を控えましょう。約2%の節電になります。
 ・冷蔵庫を壁に近づけすぎないように心掛けましょう。

▼意外に多い待機電力
 コンセントにプラグを差し込んでおいて消費される待機電力は、見逃しがち。無駄な待機電力をなくして、コトコトと節電をしましょう。使っていない電化製品のコンセントを抜いておく、便座の保温・温水機能などをオフにする、電気ポットを使わず、

使うときに沸かすなどを実践しましょう。

また、風鈴などで涼しさを感ずる工夫もあります。

▼家電を使用する部屋を1つに家族で同じ部屋で過ごす機会を増やせば、冷房やテレビなどの使用台数を減らすことができます。

▼衣服を工夫
 すばやく汗を吸収し、蒸発させる素材や通気性のよい素材などを選び、気温に合わせて調節しましょう。帽子や日傘も効果的です。

▼寝具を工夫
 汗を吸収し、蒸発させる素材や、い草や麻などの素材を選びましょう。

▼日本古来の知恵で涼しく節電
 よしず・すだれを用いると部屋の温度上昇を抑えるほか、朝・夕方に庭に打ち水をする、気化熱の効果で周囲の温度が下がります。

子ども医療費助成制度

◇8月は子ども医療費受給券の更新月

子ども医療費助成制度の対象となっている家庭には、8月以降有効となる受給券を発送しました。

受給券が届かない場合は、所得の申告をされていない等の理由が考えられますので、子育て支援課まで問い合わせください。



◇適正受診にご協力を

子ども医療費の財源は、市民の皆さんの大切な税金です。適正受診にご協力ください。

①休日や夜間の受診は避けましょう
 軽い症状にも関わらず休日や夜間の救急医療を受診することは、割増料金が掛かるなど医療費の増加につながるのと同時に、緊急性の高い重傷患者の診療に支障を来すことがあります。

受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

②重複受診はやめましょう
 同様の症状または病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やしてしまうだけでなく、検査や投薬の重複により治療にも支障を来

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は必ず届出を

対象者には、必要書類や提出期限等を通知します。また相談も随時受け付けています。

◇児童扶養手当の現況届

毎年8月に受給者および扶養義務者の前年所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するため、住所地の市町村へ現況届の提出が必要です。

届出をしないと、受給資格があっても8月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。なお、所得制限等により現在、手当を受給していない方も届出が必要です。

《児童扶養手当の支払期です》

現在、手当を受給している方および平成25年3月から6月末までに新たに認定を受けた方は、8月9日(金)に市から4ヵ月分(平成25年4月分～7月分)を指定口座に振り込みますので、児童扶養手当証書に記載してあります金融機関の口座をご確認ください。

☎・☎ 子育て支援課児童家庭班 ☎(70)0331

◇特別児童扶養手当の所得状況届

毎年(今年度は8月9日から9月10日までの間に)、住所地の市町村へ受給者の所得状況や世帯員の状況等を確認するため、所得状況届の提出が必要です。届出をしないと、その年の8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

支給停止されている場合でも提出しないと、その後、所得制限に該当しなくなっても手当が受けられなくなる場合があります。

☎・☎ 社会福祉課社会福祉班 ☎(70)0330

こちら消費生活相談室です!

～「裁判に出す」と脅す健康食品送りつけに注意!～

「以前申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに、健康食品を強引に送りつけるといふ相談が多く寄せられています。

◇事例

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはなかったのにびっくりして断ると、「注文を受けた時の録音もある。裁判に出してもいいんだ」など、とても強引な口調で言われ、こちらの話は全く聞いてもらえなかった。そのうち、「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分の2万円を支払ってくれば、その後の契約は取り消す」と言われたので、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまった。翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くない。返金してほしい。

【アドバイス】

注文した覚えがないのに、「注文されている」などと言われて、健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近「注

文したときの録音がある」、「裁判に出す」などと脅す手口が見られます。

このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。

一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

断りきれずに承諾し、商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

困ったことや不安なことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料で、電話でも受け付けています。

<市消費生活相談>

▶相談日＝祝日を除く毎週(木)・(金) 10時～12時、13時～15時
 ▶会場＝市役所1階相談室
 ※平成26年3月まで、相談場所が変更となります
 ▶相談電話＝☎(70)0344
 ☎地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342

安全安心コーナー



夏休み中の子どもを犯罪から守ろう!

夏休み中の子どもたちは、開放的な気分になり警戒心が薄れていき、思わぬ事件事故に巻き込まれる可能性があります。日ごろから、子どもたちの行動を把握し、次のように「自分の身を自分で守る方法」を指導し、身に付けさせましょう。

地域の皆さんには、犯罪の起こりにくい環境づくりや子どもたちの見守りを願います。また、不審者などを目撃したら、直ちに110番通報をお願いします。

《外に遊びに行くときは》
 ・「誰と」、「どこに」、「何をしに」、「何時までに帰るか」を保護者に告げる。
 ・周囲から見通しがきき、地域の大人の目が行き届くところで遊ぶ。

《知らない人に声をかけられたら》
 ・ついて行かない。
 ・車に乗らない。
 ・危険を感じたら大声で叫ぶ。
 ・すぐ逃げ、近くの民家や店の人に助けを求め。
 ・大人に知らせる。

《子どもだけで留守番をするとき》
 ・必ずドアの鍵を掛け、ドアチェーンも掛ける。
 ・来訪者が来ても安易にドアを開けず、インターホンやドアスコープで相手を確認する。

●今月の移動交番車開設日

| | |
|-------------------|--|
| 国保大網病院 | 8/5(月) 10時30分～11時30分 |
| 主婦の店大網店 駐車場 | 8/7(水) 14時～15時 8/29(木) 10時～11時30分 |
| セブンイレブン 季美の森店 | 8/21(水) 14時～15時 |
| ケーヨーデイツー 大網永田店 | 8/30(金) 14時～15時 |

☎東金警察署 ☎(54)0110